

## 引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

令和元年10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられました。この引き上げ分の地方消費税収については、その用途を明確化し、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされています。  
令和8年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

令和8年3月31日

### 【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 103,400 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 660,921 千円

(単位:千円)

事業名	令和8年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	459,968	13,101	446,867	281,111	4,700	1	161,055	25,197
	老人福祉費	540,759	81,892	458,867	46,019	0	15,655	397,193	62,140
	児童福祉費	191,725	31,567	160,158	67,986	14,500	14,090	63,582	9,947
	小計	1,192,452	126,560	1,065,892	395,116	19,200	29,746	621,830	97,284
衛生費	保健衛生費	82,750	39,467	43,283	3,251	0	941	39,091	6,116
	小計	82,750	39,467	43,283	3,251	0	941	39,091	6,116
合計	1,275,202	166,027	1,109,175	398,367	19,200	30,687	660,921	103,400	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。